

広報

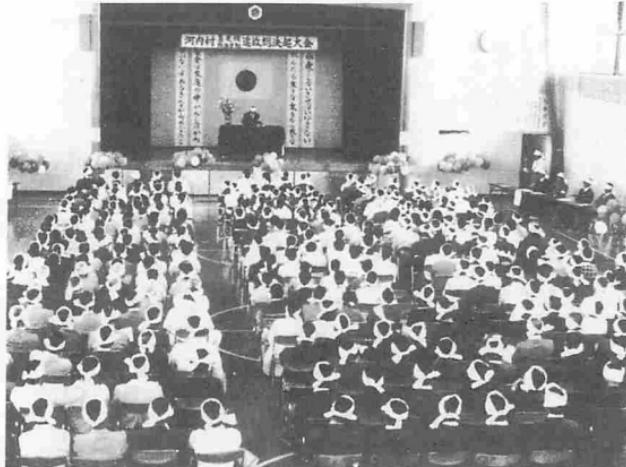
かわら

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

人口と世帯

10月1日現在
人口11,924 (+15)
男 5,690 (+9)
女 6,234 (+6)
世帯 2,652 (+2)
() 内は前月比

No 139 1980.10.15



寄贈された交通指導車(トヨタ・カローラ改造車)
と川村会長

10/55 毎月15日発行

—— 最近ますます粗悪・凶暴化しつつある暴走族――

ここ数年、全国的な取り締まりが行われ減少傾向にあった暴走族ですが、今年に入ってからは逆に増加の傾向にあります。粗悪・凶暴化する中で、わが茨城県内の各市町村議会ではこのところ「暴走族追放宣言」決議が相次ぎ、九月だけで二十三市町村の議会が決議しています。

さきに行つた「暴走族・飲酒運転追放」の署名運動では、八月末までに二千六百四十九世帯のうち約90%に当たる二千三百六十五世帯の署名が集まり、いまや大きな社会問題となっている暴走族に対する村民の関心度の高さを伺わせています。

県境に位置する河内村の現状は、すでにみなさんのがご知りのとおり、房総方面への玄関口、集合場所として利用されることも多く、深夜の爆音による安眠防害、死亡事故、夜間の治安維持等多くの問題が表面化しています。このような状況の中、九月二十三日には長竿小学校講堂において「暴走族・飲酒運転追放総決起大会」が開かれ、村長はじめ五百五十人あまりが出席する中で、小・中・高校生、婦人、老人など各世代の代表が暴走族追放の提言をするなど、村ぐるみの交通安全への強い決意を確認しました。

国保診療所を廃止



第5回 臨時村議会

昭和三十年に開設、三十六年には病棟を増設するなど、

以上。五十五年度分より適

開設以来無医村地区河内村の健康・医療の要衝として村民

の医療福祉に貢献して来た河内村国民健康保険診療所です。

が、諸々の事情によりこの八月十八日には、その廃止案を

會む国民健康保険関係四議案が上呈され、各議案とも原案

どり審議が決されました。

今回の議決により、河内村国保診療所は八月一日をもつて廃止されましたが、引き続き民間委託の形で簡金江医師

の手にその診療がゆだねられました。

可決された主要な議案と内容は、次のとおりです。

〔議案第一号〕

〔河内村国民健康保険条例一部を改正する条例〕

改正する条例

- 1) 前年所得が村民税の基礎控除額二十二万円を超えるない世帯については
- ア) 被保険者均等割額
- イ) 世帯別平等割額
- ウ) 一世帯につき二十二万円ただし、犠牲世帯を除く
- エ) 一人につき三、九六〇円
- オ) 二号議案により廃止される
- カ) 所職員の特殊勤務手当に関する条例
- キ) 國保診療所の職員に関する往診、手術等の特殊勤務手当が廃止されます。

- 1) 前年所得が村民税の基礎控除額二十二万円を超えるが、世帯主を除く被保険者一人につき十七万円を超えるか、世帯主を除く被保険者一人につき二十二万円を超えない世帯については
- ア) 被保険者均等割額
- イ) 一世帯につき二十二万円を超えた額が二十二万円を超えない世帯については
- ウ) 一人につき二二六四〇円
- エ) ただし、犠牲世帯を除く
- オ) 国保診療所廃止に伴い、病棟等の使用料および手数料などの料金関係条例が廃止されます。
- カ) 以上が可決四議案です。

〔議案第二号〕

〔河内村国民健康保険診療所条例を廃止する条例〕

所条例を廃止する条例

- 1) 日時
十月二十三日（木）午前十時一午後三時
- 2) 場所
竜ヶ崎市民センター
- 3) 相談事項
裁判所職員、弁護士、調停協議会、竜ヶ崎人権擁護委員協議会、水戸戸地裁判所竜ヶ崎支部、水戸地方法務局竜ヶ崎支局
- 4) 担当
裁判所職員、弁護士、調停協議会、竜ヶ崎人権擁護委員協議会、水戸戸地裁判所竜ヶ崎支部、水戸地方法務局竜ヶ崎支局
- 5) お気軽にご利用下さい。
- 6) 「法の日」を記念して、無料の相談所を開設します。

法津・人権相談所 開設のお知らせ

裁判所・法務省・弁護士会・調停協議会・人権擁護委員協議会では、十月一日の「法の日」を記念して、無

料の相談所を開設します。

お気軽にご利用下さい。

以上。五十五年度分より適

〔議案第四号〕

〔河内村国民健康保険診療所使用料等条例を廃止する

る条例〕

- 1) 特別家内労働専門のあらせ
- 2) 芸能労働基準局は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定促進を目標に

10
~
20

秋の全国防犯運動

しめたはずしまつたはずでももう一度

茨城県
警察本部

河内村議会（定例会）が開かれ、一般会計予算の補正のほか、継続費および地方債の変更、上水道設備のための簡易水道事業特別会計補正、村有地の無償払い下げ、冷害対策要求の決議案などを審議可決しました。

その概要をお知らせします。

〔議案第一号〕

昭和五十五年度河内村一般会計補正予算

一 岐阜五百九十九万七千円、県補助金六百九十九万七千円、繰入金三千八百九十七万円、繰越金四百七十三万円、諸収入のうち雑入が一千円、総額越金四百六十九億五千八百三十三万八千円に。

歳入歳出それぞれ一億四千円、繰入金三千八百九十七万円などと増額になり、減算総額をそれぞれ十九億五千八百三十三万八千円に。

円などで。

歳出

歳入の主な補正是、村民税一千円、固定資産税五千五百五十万円、自動車重量課与税六百三十万円、地方道路課与税八百万円、娛樂施設利用税一百万円、生徒金五百七十万円、自動車十一万円、衛生費では保健衛生費四百六十四万七千円と清庫支出金のうち委託金六万六千円などが増額され、額されたのは、交通安全基金対策五百六十万円、村債六千八百八十万円などが増額になり、減算総額をそれぞれ十九億五千八百三十三万八千円に。

内閣補助金一千七十五万二千円と合わせて七千八百二十一万二千円を増額、総額で四億九千七百八十七万二千円としました。

歳入歳出それぞれ一億四千円などです。

に変更。

地方債の変更

茨城県市町村振興資金（生板小学校防音改築債）五百四十万円（利率八・五%以内）を三百四十万円（利率九・%以内）に変更。

昭和五十五年度河内村簡

生板小学校防音改築債五百四十万円（利率八・五%以内）を三百四十万円（利率九・%以内）に変更。

生板農業共同組合の請願に

よる村有地（生板字古新田四

二九三番地、九四二平方㍍）

の払下げを採択。

〔決議第一号〕

「冷害対策の要求に関する

決議案」

生板小学校防音改築債五百四十万円（利率八・五%以内）を三百四十万円（利率九・%以内）に変更。

生板農業共同組合の請願に

よる村有地（生板字古新田四

二九三番地、九四二平方㍍）

の払下げを採択。

〔決議第一号〕

「冷害対策の要求に関する

決議案」

易水道事業特別会計補正一千円、消防費四百六十万円、教育費では小学校費七千二百六十万円一千円、中学校費五千十六万一千円、幼稚園費五百三万六千円、社会教育費三百二十四万円などです。

生板小学校防音改築債五百四十万円（利率八・五%以内）を三百四十万円（利率九・%以内）に変更。

生板農業共同組合の請願に

よる村有地（生板字古新田四

二九三番地、九四二平方㍍）

の払下げを採択。

〔決議第一号〕

「冷害対策の要求に関する

決議案」

あなたもかけてみませんか？

電電公社の

テレホンサービス



竜ヶ崎
(02976)

2-0000

何回かけても無料

「上手な電話の使い方」をテーマに吹き込んだテレホンサービスです

室内労働法施行十周年を期して、「特別家内労働旬間」を実施します。委託者は必ず「委託状況届」を茨城労働基準局長に提出し、家内労働者に対し「家内労働手帳」を交付して下さい。この家内労働手帳は、工賃の支払い、納品の数量等について後日争いが生じた場合、その解決のために必要なものです。家内労働者は必ず交付を受けて下さい。家内労働法について詳しく述べる「労働基準監督署あるいは茨城労働基準局賃金課」提出書類を検討すると共に、県当局に対し適切な教説措置を講じるよう要望を決議案

8月11日

地域の声を村政に

婦人学級 村政を学ぶ集い

八月十一日(月)、村内婦人七十名あまりの出席もと「婦人学級・村政を学ぶ集い」が西共同利用施設において開催されました。この集いへの参加者が、各地区の実態に基づく「問題・意見・質問」等を持ち寄り、それらをもとに意見交換と助言を受けることによって村政全般について理解と認識を深め、それそれの諸問題の解決への方向を見い出し、より豊かな地域(社会)づくり運動を進めて行こうとする婦人の集いです。

- ・**吉原企画・財政課長** 小川 浩一
- ・**保険・衛生課長** 藤ヶ崎 伸
- ・**民課長** 石橋育所長
- ・**税務課長** 田中出納室長
- ・**司会者** 池田公民館主事

まず、河内村の福祉行政を進めめるための骨組について藤ヶ崎課長より説明の後、細谷はる(十三戸戸)一年金の受給問題について講ヶ崎、「現在、国民年金事業には老齢障害、母子、遺児、寡婦、準母子、通算根根本づね子(内野)一身体障害者の認定機関について

金があり、一般に受給しているのが老齢年金です。年齢別支給割合については、三人から五人で六十歳以上の人(一人)を扶養しなければならないと推察されますが、また、河内村では遺児、母子、母子年金を除いた六種類の年金受給該当者がいます。

講ヶ崎「現在、国民年金事業には老齢障害、母子、遺児、寡婦、準母子(内野)一身体障害者の認定機関について

藤ヶ崎一 指定医によつて定期的に住民課年金係に用意してあります。用紙、その他の文書が用意してあります。用紙は、他の申請書類と一緒に提出します。

小川「保育料の算出につれて、保育児の家族全部の前年度所得によって算出します。

高松りつ(田川)一暴足族について、村ではどのように対策を考えてありますか?

石橋「保育児の家族全部の前年度所得によって算出します。用紙は、他の申請書類と一緒に提出します。

高松りつ(田川)一暴足族について、村ではどのように対策を考えてありますか?

石橋「保育児の家族全部の前年度所得によって算出します。用紙は、他の申請書類と一緒に提出します。

その概要を聞く

(財政・福祉)

敬称略

金があり、一般に受給しているのが老齢年金です。年齢別支給割合については、三人から五人で六十歳以上の人(一人)を扶養しなければならないと推察されますが、また、河内村では遺児、母子、母子年金を除いた六種類の年金受給該当者がいます。

高松「福祉の占める子供に対する比率はどの位ですか?

藤ヶ崎「福祉の占める子供に対する比率は十八%位です。

小川「個々の医療機関によって取り扱う所と取り扱わぬ所があります。河内村においては村民会議を開いて、青少年の健全育成を図る予定です。会議を開いて、青少年の健全育成を図る予定です。

野高一 親と子のあり方について、家庭内での話し合いや必要です。遊びにもルールを守るように指導したい。

(1)青年会の組織づくり

(2)環境の浄化 (3)悪書の排除

細村さえ子(生板)一 保険の取り扱いについて

杉山一 診療所に一般会計から過去五年間に一億二千二百万円を繰り出しているため、法律手続き(国保運営協議会の答申、議会議決)の完了後に開業医にお願い致します。

高松「福祉関係の占める子供に対する比率はどの位ですか?

藤ヶ崎「福祉の占める子供に対する比率は十八%位です。

小川「個々の医療機関によって取り扱う所と取り扱わぬ所があります。河内村においては村民会議を開いて、青少年の健全育成を図る予定です。会議を開いて、青少年の健全育成を図る予定です。

野高一 道路交通法によつて警察が取り締まりを行つ

秋山隆子(生板)一 高額療養費について

杉山一 子供に対する普段より関心を持つて気をつけよう

高松「保険税の上昇につけて、保険税の上昇につながっている。よ。

小川「療養費の値上がりと受診率の増加等によって保険税の上昇につながっている。よ。



合に對し、その差額を村が負担する。『ただし、差額ベット、保険で取り扱わなければ、それは除かれる。』

高 松 『収入に対して保険の比率はどのようになっているか。』

小 川 『各家庭の平均額。』

所得割、資産割、均等割にて算出します。

よき指導しているか、秋に滞納整理を行って納入していただいている。

吉 原 『昭和五十四年度一般会計の決算状況について』

歳入総額一二十四億九千三

くすし三分六千円を差し引くと、八千九十一万三千円

では、納税組合数はいくつありますか。』

は、(1)村民税一億一千八

〇万円 (2)固定資産税一

百七十六万円。

(実質年度取支)の減となります。

丸 戎 『現在一五四組合、加入率八八%、九〇%です。』

大 野 『納税組合による納

歳出総額二十四億三千七

百九十八万九千円

税率一八百九十万円。間接税として納入された

税額は、(1)タバコ消費税一千八十万円 (2)電気税一千

九百七十九万円 (3)娛樂施設利用税一千二百一十万円で、歳入歳出差引残は五千

三百七十万三千円と比較して、(1)職員の実質取支と(2)積立金の取りこぼし

吉 田 恒 沢 『長寧』 『納税組合に加入しているが、毎月納入しない人もいるけれどどの様な方法で納入していますか。』

丸 戎 『納税組合に納める

五百七十七万一千円と比較して、(1)職員の実質取支と(2)積立金の取りこぼし

司会者 『財政について皆様方にご理解をいただきため、(1)職員の実質取支と(2)積立金の取りこぼし

吉 田 恒 沢 『長寧』 『納税組合に加入しているが、毎月納入しない人もいるけれどどの様な方法で納入していますか。』

丸 戎 『納税組合に納める

五百七十七万一千円と比較して、(1)職員の実質取支と(2)積立金の取りこぼし

司会者 『財政について皆様方にご理解をいただきため、(1)職員の実質取支と(2)積立金の取りこぼし

農業・汚水処理問題が中心

第一回
(経済・環境・衛生)

筆者 『以上の関連発言もありました。』

農業・汚水処理問題が中心

第一回
(経済・環境・衛生)

筆者 『以上の関連発言もありました。』

助言者 『この落込ですか。』

野 平 『資料「水稲所得標準等」により説明。』

山 口 助役 『水稲所得標準等』により説明。』

野 平 『資料「水稲所得標準等」により説明。』

野 平 『資料「水稲所得標準等」により説明。』

野 平 『資料「水稲所得標準等」により説明。』

山 口 助役 『水稲所得標準等』により説明。』

野 平 『資料「水稲所得標準等」により説明。』

社周辺の沼、用水路も上地改良のため不用になり汚染されていますが、モデル地区には入っていますか。

雜賀「入っています。今は下水の処理にしか使用していませんが、補助をもらってからハエの駆除をやっています。

草川「計画してあっても汚れのひどい家庭の堆積水、油などを止め、上地改良の理解を得られ、また、同意があれば出来ます。

大野「U字溝に排水をしているが、ドロがたまつててしまう。その処理をする場合に車を出していただきたいのです。

佐藤「定期的に部落で掃除してきれいにすることが大切です。日曜日以外であれば運搬します。

青野「（金江津）ウェーラー（化粧品工場）の汚水は、どう処理して何處へ流しているのか。泡が出来たり魚が臭く食べられないかどうか。

長谷川「臭いについて話しては聞えているが、役場の方へは具体的なことについて聞えていない。泡の件については、たまたま原料を積む車が掃除をして、それが流れてしまったということがあります。家庭の条件の整備が必要である。

諸岡「重子（源清田）」保村の下水計画についてお伺いです。排水も流れているので、これがいにウエラーランぬんということにはならないの

い致します。

ではないか。検査結果、水銀・鉛など

ろ、茨城県公害防止条例排

の方も臭いものを体にかぶつてしまふので、水切りの良いものを出してもらいたい。

できるだけ紙袋を使い、な

ま物類と金物類に分けて出

して欲しい。

農家の方が多いわけです

から、家の燃やせるものは

そのまま焼いて頂きたい。

中川「教育委員会の方へ連絡します。

（以上、時間の都合によ

り閉会する。）

汚水・ゴミ問題、各家庭も協力を

ウェーラー関係水質検査値

昭和56年7月4日採取

BOD（生物学的酸素要求量）
COD（化学的酸素要求量）
SS（浮遊物質）

基準値	基準値	ウェーラー
15	10	3.4
15	10	2.0
15	20	3.2

ゴミ出しはルールを守つて

河内村でも二五%（三〇%）生産調整の推進、農業の消費減傾向、転作の見通しについて話す。（一八〇年には河内村でも二五%（三〇%）生産調整が必要ななければならない。また、来年は一九%（二〇%）の転作見通しがあるので、特に複合経営の確立など収入減にならないような主地条件の整備が必要である。

諸岡「重子（源清田）」保村の下水計画についてお伺いです。排水も流れているので、これがいにウエラーランぬんということにはならないの

が、現在のこと

が、あります。が、便所がないので共同便所を建ててもいい。それから、街路灯もお願い致します。

浅野「大境に自転車置場がありますが、便所がないので共同便所を建ててもいい。それから、街路灯もお願い致します。

小川「教育委員会に話して設置して頂くようお願いしております。

小倉「河内村では全戸加入して頂くようお願いしてます。

小川「自宅で処理する人もいるので全戸加入は難しい。加入していない人も出しているようですが、また、全戸加入についてはどう考えていますか。

小川「自宅で処理する人もいるので全戸加入は難しい。加入していない人で出している人がいたら知らせて下さい。

大野「源清田小学校の浄化槽の水が畑にのつてしまふので、なんとかして欲しい。

中川「教育委員会の方へ連絡します。

（以上、時間の都合によ

大切なしつけ・愛情

第三部会 (教育)

■助言者

杉山村長 山口助役 沼崎
教育長 細谷教育厚生委員
長 松山庶務課長 (教育委員会)

司会者 江口社会教育課長

中田律子 (源清田) → 少年

少女の非行をどの様に防止
したらよいか (暴走族・
シンナー遊びについて)

司会者 1 村には青少年問題
協議会が設置されている
で、村長よりお願ひします。

杉山 → (1)親は自分の子供
に限って、という考え方をやめ
る (2)子供に愛情を持つて
育てる (3)子供との対話の
時間を多くする (4)物やみ
に物を貰えない (5)両親と
も勤めている家庭において
は、特に只今申したことが
大切です。

以上のようないふことを親は
注意していなければ、ある程度
の非行を防ぐことができる。
細谷 → (1)日常生活に対し、
親は善悪の区別をつけ、明
るい家庭を作るよう努める
(2)家庭の中へ挨拶をする
(3)子供の服装、態度に注意

沼崎 → 孫もありにも可
能が過ぎます

江口 → お母さん達か
らお婆ちゃんへのご意見か
何かありましたらお聞きし
たいのですが。

して見守る。このようないふ
ことが親として必要なことで
はないか。親は、自分の子供
だけではなく、全青少年の
指導者になつて行かなければ
ばならない。

高橋千重 (金江津) → ボル
ノ 雑誌の自動販売機につい
て

沼崎 → 昨日一台撤去しま
したので、現在村内にあり
ません。

山本 → 孫はお婆ちゃんと
の教育が重要です。親は子
供の生活態度に注意するよ
うにしたい。

田中どよ (源清田) → テレ
ビのラブシーンなどを取り
やめさせない

沼崎 → 親はお婆ちゃんに
まかせきりにしないで、出
来るだけ子供と接するよう
にしたい。

山口 → このことは家庭で
あるだけの子供と接するよう

細谷 → 効果がある親は、
旅行などがある場合どうし
ますか。

沼崎 → 親はお婆ちゃんに
まかせきりにしないで、出
来るだけの子供と接するよう
にしたい。

高橋 → 子供に手がかかる
なくなるまで我慢すべきで
はないでしょうか。

細谷 → その言葉を聞いて
安心しました。

沼崎 → 体験館を移動する
予定であります。(予算と教
地が決定すれば移動する)

細谷 → 桜井議員さんと私
が土地の折衝にあたつてい
ますので、もうしばらく待
つて下さい。

沼崎 → 教職員住宅がなけ
れば、立派な先生を呼ぶこ
とが出来ないのではないで
しょうか。

細谷 → 公園よりの助成はどの位
になりますか?

沼崎 → 防音校舎の需要費
は、田校舎の約十倍の費用
かかります。公団の補助は
田校舎の一・五倍の七五
%が補助対象です。それ以
外は村の負担です。

細谷 → 河内村の財政難は
教育優先ということで、防
音校舎の建設のためです。

沼崎 → お母さん達か
らお婆ちゃんへのご意見か
何かありましたらお聞きし
たいのですが。

細谷 → 金江津地区に一棟
建設するため、教職員
住宅は、計画性をもつて村

山本 → 若いお母さん達か
らお婆ちゃんへのご意見か
何かありましたらお聞きし
たいのですが。

そして、公団からの補助は
五百六十円です。これは旧校舎の
面積に対する七五%である
ため、村からの負担が大き
くなってしまう。そして残
りの二五%のうちの九五%
が県や国からの借金である
ため、その金利だけで大き
な返済額になつてしまつ
ます。年間三千万円の返済をし
ています。

高橋 → お婆ちゃんへ
も勉強は見てやれない
つてしまつ。これでは子供
に少しがつかないのでやめ
て欲しい。

山本 → そうですね。これ
から注意します。

高橋 → 学校の教育設備、
学校教育費の増加、教職員
住宅について一金江津小
学校の校舎が狭いので拡張
して欲しい。

沼崎 → 体験館を移動する
予定であります。(予算と教
地が決定すれば移動する)

細谷 → 桜井議員さんと私
が土地の折衝にあたつてい
ますので、もうしばらく待
つて下さい。

沼崎 → 教職員住宅がなけ
れば、立派な先生を呼ぶこ
とが出来ないのではないで
しょうか。

細谷 → 公園よりの助成はどの位
になりますか?

沼崎 → 防音校舎の需要費
は、田校舎の約十倍の費用
かかります。公団の補助は
田校舎の一・五倍の七五
%が補助対象です。それ以
外は村の負担です。

細谷 → 河内村の財政難は
教育優先ということで、防
音校舎の建設のためです。

防音校舎ゆえの悩みも多い

中央に大きく建設すべきです。

岡野美智子（源清田）「教

師の移動について——毎年
新任の先生が担任になつて
しまつが。

沼崎「先生の希望によつ
て移動するため、他地区か
ら来た人は地元へ帰つて
しまう。ただし、三年間は
原則として移動できない。

小学校の教員は、男性三
分の一、女性三分の一の割
合です。

松本みよ子（源清田）「小
学校の通学方法について

源清田小学校では自転車
通学が認められていないが、
金江津小学校では何故認め
ているのですか。私の所か
ら小学校までは三・五キロ
あり、子供の足で約一時間
かかります。

沼崎「自転車通学は危険
であるからだと思います。

村民の集い（文化祭）
催し決まる

◆催し物は次のとおりです。

（一般募集）

●農産物品評会（即売会）

●民謡・民舞（五〇人）

●カラオケ大会（三五人）

〔団体〕
（公民館）
●畜産共進会

（公民館）
●お味を中心とした料理
の展示、試食会

※ 出展等、詳しくは中央
公民館にご連絡下さい。

江
車」を推めています。

高島信子（源清田）「私の
家では雨の日に子供に学校
まで乗せて行くと言うと、
友達も歩いて行くからと車
には乗りません。

江
車」を推めています。

内
円の補助をしていま

山
本「母親は子供の体力
をつけるために運動をしな
さい」と言いますが、食べ物
はどうですか。最近の母親
はインスタント食料を利用
し過ぎるのではないかと心配
しています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

沼崎「先生の希望によつ
て移動するため、他地区か
ら来た人は地元へ帰つて
しまう。ただし、三年間は
原則として移動できない。

小学校の教員は、男性三
分の一、女性三分の一の割
合です。

江
車」を推めています。

細谷「金江津小学校の自
転車通学を許可している理

由は、昭和三十三年には金
江津には分校が三校あり、
分校を統一した時に分校か
ら条件が出されました。そ

れは、通学に対する通学費
の補助をして欲しいという
ことでした。現在はバス通
学が出来ないので自転車を
購入するのに補助をしてい
ます。この対象は小学校四
年から六年生で、三万五千
円の補助をしています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

江
車」を推めています。

高松「子供に体力をつけ
るための施設と指導者につ
いて

江
車」を推めています。

一連の国際条約が 「日本の領土」と認める

国際的
取り決め

露通好条約（下

田条約）」で、

はっきり境域を

「捉撃（エトロ

フー島」と得撃（ウルツブ

島）の間と定めています。

さらには、第二次大戦前後

の一連の国際的取り決めの中

でも联合国開拓は「領土の拡大

は認めない」という領土不拡

大の原則を表明しています。

具体的には、米英両国によ

る「大西洋憲章」（一九四

四年）、米英仏を含む二十六

カ国による「联合国共同宣言」

（一九四二年）、米英中三国

による「カイロ宣言」（一九

四三年）及び対日戦争終結の

条件であった「ボツダム宣言」

（一九四五年）がそれです。

**残された戦後
北方領土** その2

北方四島が

わが國固有の領

土であることは、

和条約（一九五一年）では千

島列島を

歴史的事実だけ

ではなく、一連

の島列島から

北の千島列島

（十八島）を指してお

り、歯

舞・色丹・国後・択捉の北方

四島は含まれてお

りません。

このことはアメ

リカ政府も正式

に確認しており

また、サンフランシスコ平
和条約（一九五一年）では千

島列島を

歴史的事実だけ

ではなく、一連

の島列島から

北の千島列島

（十八島）を指してお

り、歯

舞・色丹・国後・択捉の北方

四島は含まれてお

りません。

このことはアメ

リカ政府も正式

に確認しており

厚生年金の知識⑦



通算老齢年金は、会社員、公務員、自家営業者などと職業が変わったために、各公的年金制度だけでは老齢年金を受けるだけの資格期間を満たすことができない人に、それの年金制度の加入期間を通して一定期間以上あるとき、支給される年金です。

加入期間の通算を行う制度は、次の八つで、これらを公的年金制度と呼んでいます。

- (1) 職員共済組合
- (2) 厚生年金保険
- (3) 船員保険
- (4) 国家公務員等
- (5) 地方公務員等
- (6) 私立学校教職員

通算老齢年金 〈その2〉

通算老齢年金は、一年以上以上の被保険者期間があつて、次の①と②の条件の、それぞれの年金制度の加入期間を通して一定期間以上あるとき、支給される年金です。

加入期間の通算を行う制度は、次の八つで、これらを公的年金制度と呼んでいます。

- (1) 受給資格期間
- (2) 受給資格年齢
- (3) 被保険者でない場合（退職している場合）六十歳
- (4) 被保険者である場合（在職中の場合）六十五歳
- (5) 地方公務員等

（6）通算を行う公的年金制度の加入期間が合算して二十五年以上あること

（7）国民年金を除いた公的年金を除いた公的年金

中高年齢者雇用促進月間

中高年齢者の雇用の場を拡げよう!!

金制度の加入期間が、合算して二十年以上あること

厚生年金以外の公的年金制度や恩給制度などから老齢年金や退職年金、恩給などを受けることができる

年金制度で「特例」を受けて老

齢年金の資格期間がある場合

は、厚生年金保険との通算期

間が二十年に達しなくても、

通算老齢年金を受けることが

できます。

便秘

適度な運動で腸に刺激を



快眠、快食

三原則。朝の排便でさわやかな一日を過

ごしましょう。



便秘そのものは病気ではありませんが、不快感を伴います。また体のどこかに病気があるための赤信号、ということもあるので注意しましょう。

便秘そのものは病気ではありませんが、不快感を伴います。また体のどこかに病気があるための赤信号、ということもあるので注意しましょう。

■ 注意が必要な便祕は毎朝一回排便があると理

想的です。個人差があり二、

三日に一回という人もいま

す。排便が習慣的にきちんとあって、不快感がなければ心配はいりません。お腹

が張る、食欲がない、頭痛

や目まい、動作がはげしい、

疲れの、吹き出ものが出来る

などの症状を持つ便祕を受

注意です。医師の診断を受

けましょう。

■ 便祕の原因は多くは腸の緊張力、あるいは腸の運動低下によって起き、これを常便便祕とい

しないように。

■ 便祕の原因は多くは腸の緊張力、あるいは腸の運動低下によって起き、これを常便便祕とい

しないように。

多くは腸の緊張力、あるいは腸の運動低下によって起き、これを常便便祕とい

しないように。

労働省では、十月一日から三十一日までを中高年齢者雇用促進月間として、中高年齢者の雇用の雇用を積極的に促進する運動を全国的に実施しています。

この運動の趣旨を十分ご理解のうえ、中高年齢者の雇用は、ぜひ公共職業安定所をご利用下さい。なお、雇い入れにあたっては、各種の援護措置がありますので、ご利用下さい。

竜ヶ崎公共職業安定所まで
竜ヶ崎市川原代町六二九一

昭和五十五年度下期 火薬類保安責任者試験

・筆記による学科試験・

〔試験の種類〕 受付後の三十二分（十一時変更は認めません）

1) 内種火薬類製造保安責任者

2) 甲種火薬類取扱保安責任者

3) 乙種火薬類取扱保安責任者

◆法令及び一般火薬字書の裏面を参照のこと。
なお、願書用紙は同事務所に用意しております。

〔課目免除の適用〕

茨城県が用意する受験願書の提出

意する受験願書（写真を貼付し、戸籍抄本を添付）

内分貼付のこと。

・受験手続等：

〔試験日時〕

十一月三十日（日）

午前九時三十分開始

（午前九時集合）

〔試験場所〕

水戸市文京二の一の一

國立茨城大学（予定）

なお、都合により会場を変更した際は、出願者に通知する。

〔試験科目及び試験時間〕

1) 内種

◆法令及び保安管理技術

九時三十分～十一時

〔願書提出期限〕

十月二十七日（月）か

ら十月三十一日（金）ま

で直接持参のこと。

〔願書提出先〕

提出・お問い合わせは

土浦市立第三中学校の

内分貼付のこと。

〔試験料及び試験時間〕

◆一般教養課目

午後四時四十分～十二時四十分

〔試験料及び試験時間〕

◆甲種及び乙種

〔試験料及び試験時間〕

午後四時四十分～十二時四十分

〔試験料及び試験時間〕

午後四時四十分～十二時四十分

お知らせ欄

=10月の納税=

村県民税	3期
国民健康保険税	4期
豊田新利根土地改良区	
改良費	2期
牛久沼土地改良区	
水利費	2期
改良費	2期

胃の集団検診

下記の日程で行います。希望者は10月20日までに保健衛生課までお申し込み下さい。

11月6日(木)	青年研修所
〃7日(金)	〃
〃8日(土)	〃

11月11日(火) 中央公民館
 〃12日(水) 河内役場前
 〃13日(木) 生板幼稚園
 検診開始時間はいずれも午前6時30分です。

◎料金 一人1800円(河内村で900円負担しますので本人は900円負担)

休日診療当番医

10月19日(日)	大久保医院
桜川村古渡	029894-2733
10月26日(日)	本橋(惟)医院
江戸崎町	02989-2-2308
11月2日(日)	津村医院
桜川村阿波	029894-2719
11月3日(文化の日)	坂本(美)医院
江戸崎町	02989-2-2627
11月9日(日)	和田医院
桜川村阿波	029894-2412
11月16日(日)	宇津木医院
江戸崎町君山	02989-2-2307
診療時間はいずれも午前9時から午後4時までです。	

忘れないで!! バイクの自賠責保険

バイクにも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務づけられています。無保険で走ると、6ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、さらに違反点数6点となり、免停処分となります。

バイクには車検制度がないこともあって、継続契約をつい忘れがちです。もし、契約切れになっていたら、もよりの損害保険会社、代理店(バイク店、自転車店等)、農協へどうぞ!!

自賠責保険料(共済掛金)は1年契約-5300円、2年契約-6650円、3年契約-7900円となっており、長期契約ほどお得になります。(1年毎の契約ですと3年で15900円の負担)

昭和56年度 保育所入所児童募集

昭和56年4月から保育所に入所を希望される児童を次の要領で募集致します。

1) 各保育所定員

源清田保育所	120名
長竿保育所	60名
金江津保育所	120名

日間に限り、金江津支所においても受付を行います。この場合の受付時間は、午前9時から午後3時までです。

2) 募集期間

昭和55年10月20日から11月5日まで

5) 入所措置要件

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事項に該当する場合です。ただし、次の①から⑤までの要件に該当する場合で、その家庭の母親以外の方が児童の保育ができる場合は除かれます。

[入所要件]

- ① 児童の母親が就業、家庭の外で仕事をすることが普通で、その児童の保育ができる場合。
- ② 児童の母親が登勤、家庭内で児童と離れて日常の家事以外の

仕事をすることが普通で、児童の保育ができない場合。しかし、父親がその母親の仕事に従事していて、かつその仕事のための使用人がいる場合は除かれます。

③ 母親の死亡、行方不明、拘禁等の理由により、母親がいない家庭の場合

④ 母親が出産の前後であったり、病気または心身に障害があつたりして、その児童の保育ができる場合。

⑤ その児童の家庭に長期にわたる病人や、身心に障害のある人があるため、母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができる場合。

⑥ 火災や風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失つたり破損したためその復旧の間児童の保育ができる場合。
 ※詳しくは、住民課保育所係までお問い合わせ下さい。

3) 申込方法

入所申請書を住民課保育所係に提出して下さい。(入所申請用紙は、各受付場所に備えてあります。)

4) 受付場所および時間

住民課保育所係

平日 午前8時30分から
 午後5時まで
 土曜日 午前8時30分から
 12時まで
 ただし、10月27日、28日の2